

自動車交通騒音の状況

騒音規制法第3条に基づく「騒音について指定する地域内」の自動車交通騒音の状況を同法第18条に基づき常時監視した結果について、環境基準の維持達成状況を取りまとめ、同法第19条の規定により公表するものです。

1 測定方法の概要

- (1) 測定期間 平成26年10月～平成26年11月
- (2) 実施機関 郡山市環境保全センター
- (3) 測定地点

点的評価は、表1に示すように、市内12箇所で24時間調査を実施しました。

2 測定結果の概要

面的評価の結果で表に示すように、昼又は夜間の環境基準超過は4地点でした。

表1 道路交通騒音測定結果 (点的評価)

(単位：デシベル)

路線名	測定地点	用途地域	環境基準 類型	車線数	騒音レベル (Leq) (環境基準)	
					昼	夜
東北自動車道	郡山市富田町諏訪内 71-4	準工業地域	C	4	70 (70)	★70 (65)
一般国道4号	郡山市亀田二丁目 33	第二種住居地域	B	4	70 (70)	64 (65)
一般国道4号	郡山市富田町天神林	第二種住居地域	B	6	★76 (70)	★70 (65)
一般国道4号	郡山市日和田町原 12	その他	—	4	57 (70)	55 (65)
一般国道4号	郡山市凶景二丁目 5-24	準工業地域	C	4	69 (70)	64 (65)
一般国道4号	郡山市堤下町 12-7	商業地域	C	5	70 (70)	64 (65)
一般国道4号	郡山市富久山町久保田石堂 77-1	第二種住居地域	B	3	55 (70)	50 (65)
一般国道4号	郡山市富久山町久保田大原 3	第二種住居地域	B	3	★75 (70)	★70 (65)
一般国道4号	郡山市富田町権現林 1-15	第二種住居地域	B	4	★73 (70)	★68 (65)
小野郡山線	郡山市芳賀二丁目 10-124-1	第一種住居地域	B	2	67 (70)	62 (65)
笹川多田野線	郡山市安積二丁目 18	第二種住居地域	B	4	68 (70)	60 (65)
大町大槻線	郡山市菜根三丁目 39-23	第二種住居地域	B	4	69 (70)	62 (65)

(注) 1 「★」は環境基準超過を意味します。

2 昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までの時間帯をいいます。